

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年11月28日
【四半期会計期間】	第138期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社 静岡中央銀行
【英訳名】	THE SHIZUOKACHUO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 奥 田 一
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町四丁目76番地
【電話番号】	055(962)2900(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 林 道 弘
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社静岡中央銀行 東京支店 (東京都中央区銀座七丁目12番7号) 株式会社静岡中央銀行 横浜支店 (神奈川県横浜市磯子区丸山二丁目5番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,824	6,503	6,754	13,193	13,001
連結経常利益	百万円	1,219	862	1,045	2,047	1,469
連結中間純利益	百万円	373	516	664	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	723	879
連結中間包括利益	百万円	—	△1,322	△1,256	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△634
連結純資産額	百万円	30,543	30,554	29,865	31,936	31,182
連結総資産額	百万円	510,695	525,455	551,801	515,003	538,663
1株当たり純資産額	円	1,272.63	1,273.08	1,244.39	1,330.69	1,299.25
1株当たり中間純利益金額	円	15.54	21.52	27.68	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	30.13	36.65
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.98	5.81	5.41	6.20	5.78
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.91	10.96	10.90	10.88	10.74
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,784	1,601	9,065	5,706	6,179
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,164	△3,138	△10,156	△7,226	△1,548
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△60	△59	△59	△119	△119
現金および現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	15,786	12,990	17,947	14,587	19,097
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	529 [83]	543 [78]	553 [74]	518 [82]	528 [77]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、潜在株式がありませんので記載しておりません。

4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第136期中	第137期中	第138期中	第136期	第137期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	6,789	6,463	6,710	13,122	12,922
経常利益	百万円	1,251	900	1,063	2,073	1,585
中間純利益	百万円	407	556	685	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	744	785
資本金	百万円	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
発行済株式総数	千株	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
純資産額	百万円	30,378	30,415	29,613	31,758	30,909
総資産額	百万円	510,614	525,413	551,134	514,971	539,236
預金残高	百万円	466,353	479,188	504,218	468,726	493,607
貸出金残高	百万円	411,935	423,709	439,582	414,680	432,173
有価証券残高	百万円	64,837	69,758	74,704	69,762	69,058
1株当たり中間純利益金額	円	16.96	23.16	28.55	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	31.01	32.70
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	5.94	5.78	5.37	6.16	5.73
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.86	10.91	10.77	10.82	10.60
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	525 [83]	539 [78]	549 [74]	514 [82]	524 [77]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がありませんので記載しておりません。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当ありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災以降停滞していた生産活動に持ち直しの動きが見られ、企業収益も回復傾向を示してきましたが、電力供給不足の問題に加え、円高・株安の進行や、欧州の財政不安などの懸念材料も多く、景気の先行きは不透明な状況にあります。

当行の主要な営業エリアである静岡県・神奈川県の地域経済におきましても、景況感に改善傾向がみられるものの、依然厳しい状況が続いております。

このような状況下、当行では第8次中期経営計画『TRY～改革と前進』の基本方針である「お客様中心主義の定着とステップアップ」に努め、中小・零細企業の皆さまへの支援体制の充実や、お客様のニーズに合ったサービスの提供、諸施策の推進に努めてまいりました結果、次のような成果を収めることができました。

預金につきましては、地域振興を目的とした地元商店街等との連携による「お買い物券付き定期預金」や店周のお客様向け商品「CS定期預金」など、個人のお客様のニーズに合った商品の提供に努め、個人預金を中心に積極的な営業活動を展開してまいりました。その結果、当第2四半期連結累計期間末の預金残高は、前連結会計年度末比118億40百万円2.4%増加し5,036億62百万円となり、うち個人預金は前連結会計年度末比75億88百万円2.0%増加し3,700億66百万円となりました。

貸出金につきましては、地域の企業や個人のお客様のニーズに積極的に対応し、特に製造業、医療・介護老人保健施設等の資金ニーズを中心に、地域力創生ファンドによる成長基盤強化支援を実施・展開してまいりました。その結果、当第2四半期連結累計期間末の貸出金残高は、前連結会計年度末比74億8百万円1.7%増加し4,395億82百万円となり、うち中小企業等向け貸出金は前連結会計年度末比94億49百万円2.3%増加し4,072億97百万円、貸出金に占める中小企業等向け貸出金比率は92.6%となりました。

経常収益につきましては、本業が堅調に推移した他、有価証券利息配当金の増加等により、前年同四半期連結累計期間比2億51百万円3.8%増収の67億54百万円となりました。

経常費用につきましては、資金調達利回りの低下により、預金利息が減少した他、経費の削減に努めましたが、貸倒引当金繰入額の増加等により、前年同四半期連結累計期間比68百万円1.2%増加の57億9百万円となりました。

その結果、経常利益は前年同四半期連結累計期間比1億82百万円21.2%増益の10億45百万円となり、中間純利益は前年同四半期連結累計期間比1億47百万円28.6%増益の6億64百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

(業績説明) 国内業務部門では、資金運用収支は50億52百万円、役務取引等収支は1億円、その他業務収支は4億99百万円となりました。国際業務部門では、資金運用収支は27百万円となりました。

相殺消去後は、資金運用収支50億78百万円、役務取引等収支は1億円、その他業務収支は4億99百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	4,888	26	△1	4,913
	当第2四半期連結累計期間	5,052	27	△1	5,078
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	5,474	26	△2	5,498
	当第2四半期連結累計期間	5,544	27	△1	5,570
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	586	—	△1	584
	当第2四半期連結累計期間	492	—	△0	491
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	87	—	—	87
	当第2四半期連結累計期間	100	—	—	100
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	494	—	△35	459
	当第2四半期連結累計期間	514	—	△43	470
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	407	—	△35	372
	当第2四半期連結累計期間	413	—	△43	370
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	245	—	—	245
	当第2四半期連結累計期間	499	—	—	499
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	447	—	—	447
	当第2四半期連結累計期間	534	—	—	534
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	201	—	—	201
	当第2四半期連結累計期間	34	—	—	34

(注) 1. 当行に海外店はございませんので、国内業務部門・国際業務部門別に記載しております。

2. 「相殺消去額(△)」は連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明) 役務取引等収益は、相殺消去後 4 億70百万円となりました。役務取引等費用は、相殺消去後 3 億70百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第 2 四半期連結累計期間	494	—	△35	459
	当第 2 四半期連結累計期間	514	—	△43	470
うち預金・貸出業務	前第 2 四半期連結累計期間	98	—	—	98
	当第 2 四半期連結累計期間	96	—	—	96
うち為替業務	前第 2 四半期連結累計期間	215	—	△0	215
	当第 2 四半期連結累計期間	213	—	△0	213
うち証券関連業務	前第 2 四半期連結累計期間	1	—	—	1
	当第 2 四半期連結累計期間	1	—	—	1
うち代理業務	前第 2 四半期連結累計期間	4	—	—	4
	当第 2 四半期連結累計期間	4	—	—	4
うち保証業務	前第 2 四半期連結累計期間	76	—	△35	41
	当第 2 四半期連結累計期間	85	—	△43	42
役務取引等費用	前第 2 四半期連結累計期間	407	—	△35	372
	当第 2 四半期連結累計期間	413	—	△43	370
うち為替業務	前第 2 四半期連結累計期間	69	—	△0	69
	当第 2 四半期連結累計期間	69	—	△0	69

(注) 「相殺消去額 (△)」は連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	479,188	—	△1,005	478,182
	当第2四半期連結会計期間	504,218	—	△555	503,662
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	170,275	—	△285	169,990
	当第2四半期連結会計期間	185,470	—	△110	185,359
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	307,442	—	△720	306,722
	当第2四半期連結会計期間	316,813	—	△445	316,368
うちその他	前第2四半期連結会計期間	1,470	—	—	1,470
	当第2四半期連結会計期間	1,934	—	—	1,934
総合計	前第2四半期連結会計期間	479,188	—	△1,005	478,182
	当第2四半期連結会計期間	504,218	—	△555	503,662

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 「相殺消去額(△)」は連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内	423,709	100.00	439,582	100.00
製造業	52,815	12.47	54,261	12.34
農業、林業	476	0.11	340	0.08
漁業	68	0.02	62	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	25	0.01	23	0.01
建設業	44,828	10.58	43,545	9.91
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	382	0.09	415	0.09
運輸業、郵便業	10,092	2.38	10,916	2.48
卸売業、小売業	38,500	9.09	41,099	9.35
金融業、保険業	6,875	1.62	6,346	1.44
不動産業、物品賃貸業	26,576	6.27	26,872	6.11
不動産賃貸管理業	20,337	4.80	19,941	4.54
各種サービス業	60,421	14.26	62,342	14.18
地方公共団体	—	—	—	—
個人による貸家業	59,661	14.08	59,541	13.55
その他	102,642	24.22	113,872	25.91
合計	423,709	100.00	439,582	100.00

(2) キャッシュ・フローの状況

①現金及び現金同等物の増減状況

現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比11億50百万円減少し、179億47百万円となりました。

②営業活動によるキャッシュ・フロー

預金の増加等により90億65百万円（前年同四半期連結累計期間比74億64百万円の増加）の収入となりました。

③投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による支出等により101億56百万円（前年同四半期連結累計期間比70億18百万円の減少）の支出となりました。

④財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払いにより59百万円（前年同四半期連結累計期間比0百万円の減少）の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において当行グループ（当行及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、研究開発活動についても該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	5,171	5,590	419
経費(除く臨時処理分)	3,583	3,596	13
人件費	2,099	2,124	25
物件費	1,316	1,313	△3
税金	167	158	△9
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,587	1,994	406
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,587	1,994	406
一般貸倒引当金繰入額	55	△2	△58
業務純益	1,531	1,997	465
うち債券関係損益	245	499	253
臨時損益	△631	△933	△301
株式等関係損益	△231	△334	△103
不良債権処理額	253	447	194
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	233	326	93
偶発損失引当金繰入額	19	121	101
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	—	0	0
その他臨時損益	△146	△151	△4
経常利益	900	1,063	163
特別損益	△16	△13	2
うち固定資産処分損益	△12	△0	12
税引前中間純利益	884	1,050	165
法人税、住民税及び事業税	257	454	196
法人税等調整額	70	△89	△159
法人税等合計	328	364	36
中間純利益	556	685	129

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益(＋国債等債券償還益)－国債等債券売却損(－国債等債券償還損)－国債等債券償却
6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

[次へ](#)

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	2.18	2.12	△0.06
(イ)貸出金利回	2.36	2.23	△0.13
(ロ)有価証券利回	1.44	1.79	0.35
(2) 資金調達原価 ②	1.73	1.63	△0.10
(イ)預金等利回	0.24	0.19	△0.05
(ロ)外部負債利回	0.10	0.10	0.00
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.45	0.49	0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	9.29	11.43	2.14
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	9.29	11.43	2.14
業務純益ベース	8.97	11.45	2.48
中間純利益ベース	3.25	3.93	0.68

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	479,188	504,218	25,030
預金(平残)	474,362	492,581	18,219
貸出金(末残)	423,709	439,582	15,873
貸出金(平残)	417,403	434,437	17,034

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	356,103	370,066	13,963
法人	118,521	128,755	10,234
合計	474,625	498,821	24,196

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	98,682	106,846	8,163
住宅ローン残高	97,715	106,152	8,437
その他ローン残高	967	693	△274

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	390,132	407,297	17,165
総貸出金残高	② 百万円	423,709	439,582	15,872
中小企業等貸出金比率	①／② %	92.07	92.65	0.58
中小企業等貸出先件数	③ 件	18,386	17,782	△604
総貸出先件数	④ 件	18,427	17,825	△602
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.77	99.75	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	73	961	60	1,091
計	73	961	60	1,091

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日 金額(百万円)	平成23年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,000	2,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	0	0
	利益剰余金	27,425	28,338
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	60	60
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業統合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記 各項目の合計)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	29,367	30,279
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,383	2,380
	一般貸倒引当金	1,527	1,070
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	—	—
	計	3,911	3,450
	うち自己資本への算入額 (B)	3,911	3,450
控除項目	控除項目(注4) (C)	36	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	33,241	33,730
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	284,039	290,237
	オフ・バランス取引等項目	896	510
	信用リスク・アセットの額 (E)	284,936	290,747
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	18,205	18,505
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,456	1,480
	計 (E) + (F) (H)	303,141	309,253
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.96	10.90
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.68	9.79

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額で含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,000	2,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	0	0
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,000	2,000
	その他利益剰余金	25,286	26,085
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	60	60
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業統合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	29,228	30,027
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,383	2,380
	一般貸倒引当金	1,457	904
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
リスク・アセット等	計	3,841	3,284
	うち自己資本への算入額 (B)	3,841	3,284
	控除項目(注4) (C)	36	—
	自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	33,032	33,312
	資産(オン・バランス)項目	283,897	290,560
	オフ・バランス取引等項目	896	510
リスク・アセット等	信用リスク・アセットの額 (E)	284,793	291,070
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	17,959	18,230
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,436	1,458
	計 (E)+(F) (H)	302,753	309,301
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		10.91	10.77
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		9.65	9.70

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものと並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,672	5,889
危険債権	4,900	5,548
要管理債権	1,554	156
正常債権	413,922	429,445

[前へ](#)

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,000,000	24,000,000	該当ありません	単元株制度を採用しておりま せん。
計	24,000,000	24,000,000	—	—

(注) 当行の株式を譲渡するには、取締役会の承認が必要となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	24,000	—	2,000,782	—	398

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7-3	2,399	9.99
静岡中央銀行行員持株会	静岡県沼津市大手町4丁目7-6	1,817	7.57
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,385	5.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,200	5.00
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15-2	1,200	5.00
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	1,200	5.00
三信株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1	1,200	5.00
オークラヤ住宅株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	1,200	5.00
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,148	4.78
東洋電機製造株式会社	東京都中央区京橋2丁目9-2	1,000	4.16
計	—	13,750	57.29

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	24,000,000	24,000,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	24,000,000	—	—
総株主の議決権	—	24,000,000	—

② 【自己株式等】

該当ありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期累計期間における役員の異動は、該当ありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	26,272	24,031
有価証券	※6 67,918	※6 74,778
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 432,173	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 439,582
その他資産	※6 1,692	※6 1,766
有形固定資産	※8, ※9, ※10 8,702	※8, ※9, ※10 8,725
無形固定資産	444	471
繰延税金資産	3,201	4,516
支払承諾見返	1,040	1,091
貸倒引当金	△2,782	△3,163
資産の部合計	538,663	551,801
負債の部		
預金	※6 491,821	※6 503,662
借入金	※6 4,600	※6 6,700
その他負債	4,787	5,145
賞与引当金	446	483
役員賞与引当金	52	—
退職給付引当金	1,521	1,506
役員退職慰労引当金	420	437
睡眠預金払戻損失引当金	18	17
偶発損失引当金	287	408
特定債務者支援引当金	400	400
再評価に係る繰延税金負債	※8 2,085	※8 2,082
支払承諾	1,040	1,091
負債の部合計	507,481	521,935
純資産の部		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	0	0
利益剰余金	27,729	28,338
株主資本合計	29,730	30,339
その他有価証券評価差額金	△1,760	△3,681
土地再評価差額金	※8 3,211	※8 3,206
その他の包括利益累計額合計	1,451	△474
純資産の部合計	31,182	29,865
負債及び純資産の部合計	538,663	551,801

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	6,503	6,754
資金運用収益	5,498	5,570
(うち貸出金利息)	4,946	4,871
(うち有価証券利息配当金)	544	690
役務取引等収益	459	470
その他業務収益	447	534
その他経常収益	97	※1 178
経常費用	5,640	5,709
資金調達費用	584	491
(うち預金利息)	582	488
役務取引等費用	372	370
その他業務費用	201	34
営業経費	3,677	3,678
その他経常費用	※2 804	※2 1,134
経常利益	862	1,045
特別利益	1	0
償却債権取立益	1	—
その他の特別利益	—	0
特別損失	17	14
固定資産処分損	12	0
減損損失	—	※3 13
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5	—
税金等調整前中間純利益	846	1,031
法人税、住民税及び事業税	259	456
法人税等調整額	70	△89
法人税等合計	329	367
少数株主損益調整前中間純利益	516	664
中間純利益	516	664

(単位：百万円)

少数株主損益調整前中間純利益	516	664
その他の包括利益	△1,839	△1,921
その他有価証券評価差額金	△1,839	△1,921
中間包括利益	△1,322	△1,256
親会社株主に係る中間包括利益	△1,322	△1,256

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000	2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,000	2,000
資本剰余金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	0	0
利益剰余金		
当期首残高	26,969	27,729
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
中間純利益	516	664
土地再評価差額金の取崩	—	4
当中間期変動額合計	456	609
当中間期末残高	27,425	28,338
株主資本合計		
当期首残高	28,970	29,730
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
中間純利益	516	664
土地再評価差額金の取崩	—	4
当中間期変動額合計	456	609
当中間期末残高	29,427	30,339
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△245	△1,760
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,839	△1,921
当中間期変動額合計	△1,839	△1,921
当中間期末残高	△2,084	△3,681
土地再評価差額金		
当期首残高	3,211	3,211
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	△4
当中間期変動額合計	—	△4
当中間期末残高	3,211	3,206

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,966	1,451
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,839	△1,926
当中間期変動額合計	△1,839	△1,926
当中間期末残高	1,126	△474
純資産合計		
当期首残高	31,936	31,182
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
中間純利益	516	664
土地再評価差額金の取崩	—	4
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純 額)	△1,839	△1,926
当中間期変動額合計	△1,382	△1,316
当中間期末残高	30,554	29,865

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	846	1,031
減価償却費	262	248
減損損失	—	13
貸倒引当金の増減 (△)	△250	380
賞与引当金の増減額 (△は減少)	21	37
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△52	△52
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9	△14
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△20	16
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△0	△0
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	19	121
資金運用収益	△5,505	△5,570
資金調達費用	584	491
有価証券関係損益 (△)	△7	△165
固定資産処分損益 (△は益)	12	0
貸出金の純増 (△) 減	△9,029	△7,408
預金の純増減 (△)	10,487	11,840
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,600	2,100
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△1,499	1,089
資金運用による収入	5,444	5,576
資金調達による支出	△626	△683
その他	△92	65
小計	2,204	9,118
法人税等の支払額	△603	△52
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,601	9,065
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△40,734	△40,875
有価証券の売却による収入	26,350	28,570
有価証券の償還による収入	11,370	2,460
有形固定資産の取得による支出	△214	△190
有形固定資産の売却による収入	98	0
無形固定資産の取得による支出	△8	△122
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,138	△10,156
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△59	△59
財務活動によるキャッシュ・フロー	△59	△59
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,597	△1,150
現金及び現金同等物の期首残高	14,587	19,097
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 12,990	※1 17,947

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 連結子会社 2 社 岳洋産業株式会社 静岡中央信用保証株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 2社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：34年～39年 その他：5年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 該当ありません。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
(3) 貸倒引当金の計上基準	当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は224百万円(前連結会計年度末は224百万円)あります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(4) 賞与引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
(5) 退職給付引当金の計上基準	退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度に一時費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理
(6) 役員退職慰労引当金の計上基準	役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準	睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(8) 偶発損失引当金の計上基準	偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
(9) 特定債務者支援引当金の計上基準	特定債務者支援引当金は、再建・支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生が見込まれる支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
(10) 外貨建資産・負債の換算基準	当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(12) 消費税等の会計処理	当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,542百万円、延滞債権額は8,565百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は235百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は239百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,236百万円、延滞債権額は9,183百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は154百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,583百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,299百万円であります。	※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,574百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,166百万円であります。																
※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>7,241百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>20百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>490百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>4,600百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券6,383百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は209百万円であります。	有価証券	7,241百万円	その他	20百万円	預金	490百万円	借入金	4,600百万円	※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>9,179百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>20百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>461百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>6,700百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券5,790百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は209百万円であります。	有価証券	9,179百万円	その他	20百万円	預金	461百万円	借入金	6,700百万円
有価証券	7,241百万円																
その他	20百万円																
預金	490百万円																
借入金	4,600百万円																
有価証券	9,179百万円																
その他	20百万円																
預金	461百万円																
借入金	6,700百万円																
※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,003百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,503百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,367百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,367百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。																

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、当該事業用土地について合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,201百万円	※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等) 合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,239百万円
※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,377百万円	※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,474百万円
※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 151百万円	※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 151百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
-----	※1. その他経常収益には、償却債権取立益0百万円を含んでおります。
※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額390百万円、株式等売却損109百万円及び株式等償却165百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額419百万円、株式等売却損469百万円及び株式等償却0百万円を含んでおります。
-----	※3. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 地域 静岡県 主な用途 営業用店舗1物件 種類 土地及び建物 減損金額 13百万円(うち土地12百万円、建物1百万円) 稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っています。 また遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。 なお、回収可能額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	60	2.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	60	利益剰余金	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月6日

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	60	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	60	利益剰余金	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 20,080	現金預け金勘定 24,031
定期預け金他 △7,090	定期預け金他 △6,084
現金及び現金同等物 12,990	現金及び現金同等物 17,947

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当ありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難とみられる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	26,272	26,272	—
(2)有価証券			
その他有価証券	66,615	66,615	—
(3)貸出金	432,173		
貸倒引当金(※1)	△2,231		
	429,942	435,251	5,309
資産計	522,830	528,139	5,309
(1)預金	491,821	492,590	768
(2)借用金	4,600	4,600	—
負債計	496,421	497,190	768

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金についても、重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は185百万円増加、「繰延税金資産」は72百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は113百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び同利回りのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出金の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、預金の種類及び一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金については、約定期間が短期間（４ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が１年を超えるものについても重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	1,121
②組合出資金(※2)	181
合 計	1,303

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	24,031	24,031	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,213	1,225	12
その他有価証券	72,306	72,306	—
(3)貸出金	439,582		
貸倒引当金(※1)	△2,516		
	437,066	443,094	6,028
資産計	533,405	539,433	6,040
(1)預金	503,662	504,375	712
(2)借用金	6,700	6,700	—
負債計	510,362	511,075	712

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は114百万円増加、「繰延税金資産」は44百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は69百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び同利回りのボラティリティであります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価と見なしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金については、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が１年を超えるものについても重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	1,085
②組合出資金(※2)	172
合 計	1,257

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
 ※ 2. 「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	6,987	5,598	1,388
	債券	19,639	19,269	369
	国債	12,098	11,845	253
	地方債	305	303	2
	社債	7,234	7,120	113
	その他	5,738	5,651	87
	小計	32,365	30,518	1,846
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	12,308	16,148	△3,840
	債券	17,679	17,938	△259
	国債	11,911	12,095	△183
	地方債	1,072	1,098	△25
	社債	4,695	4,745	△50
	その他	4,262	4,894	△631
	小計	34,250	38,982	△4,731
合計		66,615	69,500	△2,885

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式等償却452百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っています。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っています。

Ⅱ 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	1,213	1,225	12

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	2,521	1,735	785
	債券	28,363	28,166	196
	国債	14,988	14,873	115
	地方債	2,257	2,236	20
	社債	11,117	11,057	60
	その他	2,495	2,475	20
	小計	33,381	32,377	1,003
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	14,911	20,721	△5,810
	債券	16,084	16,124	△39
	国債	11,557	11,578	△21
	地方債	—	—	—
	社債	4,527	4,545	△18
	その他	7,930	9,118	△1,188
	小計	38,925	45,964	△7,038
合計		72,306	78,341	△6,035

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は、回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式0百万円であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,885
その他有価証券	△2,885
(+)繰延税金資産	1,125
その他有価証券評価差額金	△1,760

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△6,035
その他有価証券	△6,035
(+)繰延税金資産	2,353
その他有価証券評価差額金	△3,681

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度（平成23年3月31日現在）

資産除去債務が企業集団の事業の運営において重要なものでないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（平成23年9月30日現在）

資産除去債務が企業集団の事業の運営において重要なものでないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

I 前連結会計年度（平成23年3月31日現在）

総資産に比べて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（平成23年9月30日現在）

総資産に比べて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行グループは、銀行業以外に一部で不動産、保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当行グループは、銀行業以外に一部で不動産、保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

当行グループは、貸出業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当行グループは海外店がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

当行グループは、貸出業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当行グループは海外店がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業以外に一部で不動産、保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,299.25	1,244.39
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	31,182	29,865
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	31,182	29,865
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	24,000	24,000

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	21.52	27.68
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	516	664
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	516	664
普通株式の期中平均株式数	千株	24,000	24,000

(注)なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)		
	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	3,163	3,263
資金運用収益	2,616	2,640
(うち貸出金利息)	2,484	2,452
(うち有価証券利息配当金)	128	183
役務取引等収益	222	227
その他業務収益	314	348
その他経常収益	9	47
経常費用	2,977	2,785
資金調達費用	285	242
(うち預金利息)	284	240
役務取引等費用	190	188
その他業務費用	201	—
営業経費	1,780	1,815
その他経常費用	※ 1 519	※ 1 538
経常利益	185	477
特別利益	1	0
特別損失	0	0
税金等調整前四半期純利益	186	478
法人税、住民税及び事業税	187	198
法人税等調整額	△70	3
法人税等合計	116	201
四半期純利益	69	276

前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
※ 1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額269百万円、株式等売却損43百万円及び株式等償却165百万円を含んでおります。	※ 1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額99百万円、株式等売却損288百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	26,272	24,031
有価証券	※1, ※7 69,058	※1, ※7 74,704
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 432,173	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 439,582
その他資産	※7 1,234	※7 1,185
有形固定資産	※9, ※10, ※11 8,594	※9, ※10, ※11 8,618
無形固定資産	444	470
繰延税金資産	3,201	4,516
支払承諾見返	1,040	1,091
貸倒引当金	△2,238	△2,523
投資損失引当金	△545	△545
資産の部合計	539,236	551,134
負債の部		
預金	※7 493,607	※7 504,218
借用金	※7 4,600	※7 6,700
その他負債	3,847	4,174
未払法人税等	26	433
資産除去債務	11	11
その他の負債	3,809	3,730
賞与引当金	446	483
役員賞与引当金	52	—
退職給付引当金	1,521	1,506
役員退職慰労引当金	420	437
睡眠預金払戻損失引当金	18	17
偶発損失引当金	287	408
特定債務者支援引当金	400	400
再評価に係る繰延税金負債	※9 2,085	※9 2,082
支払承諾	1,040	1,091
負債の部合計	508,327	521,520
純資産の部		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	0	0
資本準備金	0	0
利益剰余金	27,456	28,086
利益準備金	2,000	2,000
その他利益剰余金	25,455	26,085
役員退職積立金	1,000	1,000
有価証券償却準備積立金	2,750	2,750
別途積立金	20,708	21,408
繰越利益剰余金	997	927
株主資本合計	29,457	30,087
その他有価証券評価差額金	△1,760	△3,681
土地再評価差額金	※9 3,211	※9 3,206
評価・換算差額等合計	1,451	△474
純資産の部合計	30,909	29,613
負債及び純資産の部合計	539,236	551,134

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	6,463	6,710
資金運用収益	5,499	5,567
(うち貸出金利息)	4,946	4,871
(うち有価証券利息配当金)	545	687
役務取引等収益	419	429
その他業務収益	447	534
その他経常収益	97	※1 178
経常費用	5,563	5,646
資金調達費用	586	492
(うち預金利息)	583	488
役務取引等費用	406	413
その他業務費用	201	34
営業経費	※2 3,665	※2 3,667
その他経常費用	※3 702	※3 1,038
経常利益	900	1,063
特別利益	1	0
償却債権取立益	1	—
特別損失	17	14
固定資産処分損	12	0
減損損失	—	※4 13
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5	—
税引前中間純利益	884	1,050
法人税、住民税及び事業税	257	454
法人税等調整額	70	△89
法人税等合計	328	364
中間純利益	556	685

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000	2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	0	0
資本剰余金合計		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	0	0
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,000	2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,000	2,000
その他利益剰余金		
役員退職積立金		
当期首残高	1,000	1,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,000	1,000
有価証券償却準備積立金		
当期首残高	2,750	2,750
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,750	2,750
別途積立金		
当期首残高	19,808	20,708
当中間期変動額		
別途積立金の積立	900	700
当中間期変動額合計	900	700
当中間期末残高	20,708	21,408

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,232	997
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
別途積立金の積立	△900	△700
中間純利益	556	685
土地再評価差額金の取崩	—	4
当中間期変動額合計	△403	△69
当中間期末残高	828	927
利益剰余金合計		
当期首残高	26,791	27,456
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	556	685
土地再評価差額金の取崩	—	4
当中間期変動額合計	496	630
当中間期末残高	27,287	28,086
株主資本合計		
当期首残高	28,792	29,457
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
中間純利益	556	685
土地再評価差額金の取崩	—	4
当中間期変動額合計	496	630
当中間期末残高	29,288	30,087
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△245	△1,760
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,839	△1,921
当中間期変動額合計	△1,839	△1,921
当中間期末残高	△2,084	△3,681
土地再評価差額金		
当期首残高	3,211	3,211
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	△4
当中間期変動額合計	—	△4
当中間期末残高	3,211	3,206

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,966	1,451
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,839	△1,926
当中間期変動額合計	△1,839	△1,926
当中間期末残高	1,126	△474
純資産合計		
当期首残高	31,758	30,909
当中間期変動額		
剰余金の配当	△60	△60
中間純利益	556	685
土地再評価差額金の取崩	—	4
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純 額）	△1,839	△1,926
当中間期変動額合計	△1,343	△1,295
当中間期末残高	30,415	29,613

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：34年～39年 その他：5年～6年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 該当ありません。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は224百万円(前事業年度末は224百万円)であります。 (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一時費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
	(8) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、再建・支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生が見込まれる支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
4. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※ 1. 関係会社の株式総額 1,140百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,542百万円、延滞債権額は8,565百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は235百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は239百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,583百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,299百万円であります。	※ 1. 関係会社の株式総額 1,140百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,236百万円、延滞債権額は9,183百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は154百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,574百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,166百万円であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>7,241百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>20百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>490百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>4,600百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券6,383百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は208百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,003百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,503百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、当該事業用土地について算出した地価税の課税価格に合理的な調整を行って算出。	有価証券	7,241百万円	その他	20百万円	預金	490百万円	借入金	4,600百万円	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>9,179百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>20百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>461百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>6,700百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券5,790百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は208百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,367百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,367百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。	有価証券	9,179百万円	その他	20百万円	預金	461百万円	借入金	6,700百万円
有価証券	7,241百万円																
その他	20百万円																
預金	490百万円																
借入金	4,600百万円																
有価証券	9,179百万円																
その他	20百万円																
預金	461百万円																
借入金	6,700百万円																

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,201百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,239万円
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,362百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,460百万円
※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 151百万円	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 151百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
----- ※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 167百万円 無形固定資産 94百万円 ※ 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額289百万円、株式等売却損109百万円及び株式等償却165百万円を含んでおります。 -----	※ 1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 0 百万円を含んでおります。 ※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 152百万円 無形固定資産 95百万円 ※ 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額323百万円、株式等売却損469百万円及び株式等償却 0 百万円を含んでおります。 ※ 4. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 地域 静岡県 主な用途 営業用店舗 1 物件 種類 土地及び建物 減損金額 13百万円（うち土地12百万円、建物 1 百万円） 稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。 また、遊休資産については各々 1 つの単位として取り扱っております。 なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

II 当中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当ありません。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	1,140
関連会社株式	—
合計	1,140

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	1,140
関連会社株式	—
合計	1,140

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務が、事業の運営において重要なものでないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	23.16	28.55
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	556	685
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	556	685
普通株式の期中平均株式数	千株	24,000	24,000

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第138期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 60百万円

1株当たりの中間配当金 2円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月14日

株式会社静岡中央銀行

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石 戸 喜 二 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神 保 正 人 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社静岡中央銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社静岡中央銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月14日

株式会社静岡中央銀行

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 石 戸 喜 二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神 保 正 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社静岡中央銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社静岡中央銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。